

KAGOSHIMA No. 104

新年のご挨拶	鹿児島県司法書士会会长	上前田 和英	1
新年のご挨拶	鹿児島地方法務局長	山本 芳郎	3
新年のご挨拶	鹿児島地方・家庭裁判所長	松井 英隆	5
新年のご挨拶	日本司法支援センター(法テラス)鹿児島地方事務所所長	鳥丸 真人	7
新年のご挨拶	鹿児島地方検察庁検事正	原島 肇	9
新年のご挨拶	鹿児島県土地家屋調査士会会长	桐原 茂太	11

関係団体 新年のご挨拶

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部支部長	内田 大介	13
一般社団法人鹿児島県公共嘱託登記司法書士協会理事長	安田 雅朗	14
鹿児島県司法書士政治連盟会長	新山 隆志	16
鹿児島県青年司法書士会会长	田中 喜久	17

「年男・年女」アンケート

大平 重義	川内支部	19
島田 博子	南薩支部	21
橋口 孝章	霧島支部	22
藏園 真一	鹿児島支部	23
愛甲 重文	霧島支部	24
辻 勝則	大島支部	25
坂口 松平	鹿児島支部	26
有馬 勝郎	鹿児島支部	26
児玉 邦宏	鹿児島支部	27
田中 英修	大隅支部	28
田中 和俊	鹿児島支部	28
田中 孝史	鹿児島支部	29
蘭田 貴充	鹿児島支部	30
柳田 明日香	鹿児島支部	31
小野 夏実	鹿児島支部	31
木藤 貴文	鹿児島支部	32

特別寄稿

全国青年司法書士協議会会长に就任して	梅垣 晃一	34
熊本地震の避難所での法律相談に参加して	新村 明俊	36

「ちょっと、おじゃまします。」事務所紹介コーナー

司法書士本庄宏事務所 編集部 38

新入会員紹介

乾 悟	大島支部	41
野間修二	霧島支部	41
久井一弘	鹿児島支部	42
石本憲史	大島支部	43
新田大博	霧島支部	43
佐藤優希	鹿児島支部	44



新年のごあいさつ

鹿児島県司法書士会

会長 上前田 和英

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新たな年を迎えたことを、心からお慶び申し上げます。

昨年も、政府は、主眼として掲げた経済の再生・地方の創生・医療や介護等の社会保障の充実等を図るべく推し進めてきているものの、その結果が思うように出ないため、本来ならば平成29年4月1日から10%へ引き上げを予定していた消費税について、平成31年10月までの再度の延期が決定されました。このように、まだまだ地方においても景気回復・経済の活性化等を実感できずにいる状況であると思われます。

さて、私が2期目の会長に就任して、任期満了まで残すところあと半年足らずとなっていましたが、会務執行につきまして、なかなか会員の皆様方の満足を得られていない点が多くあると思われます。残された時間において、執行部一同自覚と責任を持って事業執行にあたっていく所存ですので、皆様方のご理解ご協力の程お願ひいたします。

昨年の新年挨拶の中でも書かせていただきました司法書士法改正につきましては、昨年の6月23日・24日に開催された連合会総会において承認された平成28年度の事業計画に示された司法書士法改正の今後の流れをご報告いたします。まず優先的に次の4つの項目①「使命規定の新設」②「相談業務の明確化」③「懲戒制度の改善」④「周旋禁止規定の新設」について早急な成立を目指して改正要望し、継続検討項目として「家事事件への関与」「簡裁代理権の拡充」「研修義務化」「登録前研修の要件化」等司法書士制度の存続発展のために必要な項目についての改正を実現していく予定とのことです。

しかし、現在法務省との間で協議がなされている「法定相続情報証明制度」についての進展がいまなお不透明な状況から推察すると、司法書士法改正の早期実現は、なかなか困難な状況であると思われます。

今後も、司法書士法改正についての動向につきましては、会長会等での情報を入手でき次第、皆様方にお知らせしていきたいと考えます。

また、昨年の定時総会において、支部長並びに代議員の皆様方のご理解の上、ご承認をいただきました会則改正についても、平成28年度末までには、法務省より認可されるものと思われます。

その改正条項の中でも、鹿児島会として初めて代議員制総会から全員参加制による総会へ移行することとなるため、平成29年5月20日に開催予定の平成29年度定時総会においては、多くの会員の皆様方が出席され、さまざまご意見ご要望等を執行部に対して伝えていただけるよう執行部一同努力してまいりますので、是非とも定時総会へ出席くださるようお願い申し上げます。

最後に、会員の皆様方のご健勝、ご活躍並びに関連団体、関係機関の今後益々のご発展を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





新年のごあいさつ

鹿児島地方法務局長 山本 芳郎

新年、明けましておめでとうございます。

鹿児島県司法書士会の会員の皆様におかれましては、御家族と共に、お健やかに新年を迎えたことと拝察し、心からお慶び申し上げます。

旧年中は、貴会及び会員の皆様から、登記・供託制度の充実・発展と法務局の業務の適正かつ円滑な遂行について、格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝しています。

平成28年を振り返りますと、6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016（骨太の方針）」、「日本再興戦略2016」及び「ニッポン一億総活躍プラン」において、空き家の活用や都市開発等の円滑化を図るため、土地・建物の相続登記を促進することが盛り込まれるなど、相続登記の促進は政府の重要施策の一つとして位置づけられました。

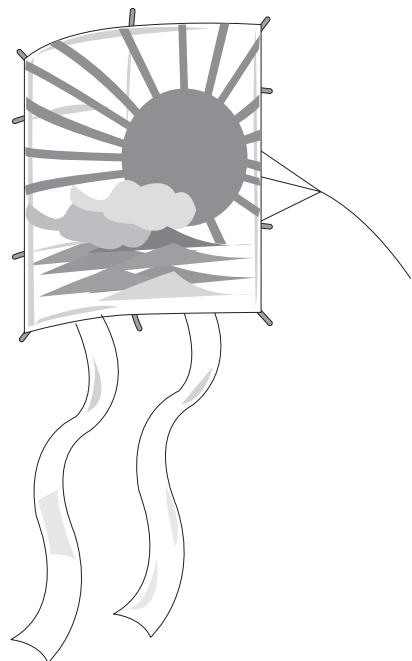
これを踏まえ、当局は、7月に、貴会及び鹿児島県土地家屋調査士会と連携・協力して「相続問題等（空き家、空き地）休日無料相談会」を共催するとともに、一部の登記所においては貴会と御一緒に自治体訪問を行い相続登記の促進を要請したほか、10月に開催した「全国一斉！法務局休日相談所」においても貴会から多大な御協力を賜り、一定の成果を収めることができました。改めて厚く御礼申し上げます。

また、政府の重要施策の一つである「国が申請主体となる手続分野におけるオンライン申請の積極的な利用」方針の下、当局は、オンライン登記申請の更なる利用を図るため、「オンライン利用促進強化月間（7月から9月）」を設けて、各登記所の職員が会員の皆様にオンライン申請の御利用をお願いしたところ、オンライン登記申請の利用率は若干ですが着実に増加傾向にあります。引き続きの御利用をお願い申し上げます。

さて、新しい年を迎え、当局は、政府の重要施策の一つである相続登記の促進につきまして、貴会及び鹿児島県土地家屋調査士会と連携して、近く、「未来につなぐ相続登記」推進プロジェクトを創設し、これまで以上に相続登記の必要性・重要性を広く国民に広報するほか、各種相談会や講演会の企画・実施などの事業を展開する運びとなっています。また、昨年末に、法務省がパブリックコメントを開始した「法定相続情報証明制度（仮称）」を始めとする新たな施策を着実に実施していくためには、当局と貴会の緊密な連携・協力が必要不可欠と考えますので、引き続き、貴会及び会員の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、会員の皆様には、登記・供託のみならず簡易裁判所における訴訟代理や成年後見等を含め、国民に身近な法律専門家としてなお一層御活躍されることを御期待申し上げるとともに、鹿児島県司法書士会のますますの御発展と会員及び御家族の御多幸を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。





新 年 の ご 挨 捭

鹿児島地方・家庭裁判所長 松井英隆

明けましておめでとうございます。

本年も、鹿児島県司法書士会及び会員の皆様におかれましては、清々しい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、昨年度は、裁判所の業務運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございました。

私は、1月1日付けで鹿児島地方・家庭裁判所長を拝命いたしました松井英隆(まついひでたか)でございます。廣谷章雄前所長の後任として、横浜地方裁判所(民事部)から転勤して参りました。実は、平成5年4月から3年間、鹿児島地家裁鹿屋支部で勤務していたことがあり、その意味では、2度目の鹿児島勤務ということになります。鹿屋支部在勤当時には、本庁出張等の際に利用する垂水フェリーから見る刻々と変化する桜島の姿に魅了されていました。桜島の姿を間近に望める人情の厚い地において、再び勤務できることは、この上ない幸せであると感じています。

ところで、民事裁判の分野では、地方裁判所の新受件数としては落ち着きをみせています。管内簡易裁判所における民事訴訟事件の動向も、交通損害賠償訴訟事件は増加が続いていますが、訴訟事件全体では減少が続いております。このような中、近時の情報化の進展や国民の権利意識の高まり、さらには価値観の多様化等に伴って、判断に至る理由の納得性や手続保障に欠けるところはないかといった点に関しても、国民の期待は強まってきています。刑事裁判の分野では、始まって7年あまりが経過した裁判員裁判は概ね安定的に運営されていますが、公判前整理手続の長期化への懸念など引き続き検討すべき課題も存しています。

また、家事事件の分野では、家事事件手続法の趣旨に沿った手続運営が定着しつつあるところ、成年後見制度については、その利用促進を図るための立法がされ、制度に対する国民の関心に的確に応えられる事務運用の在り方について検討するとともに、調停手続については、その充実にとどまらず、審判や人事訴訟との連携を更に進め、安定的な事務の在り方や処理態勢を検討していく必要があります。

そして、このような変化や課題に対応していくには、各裁判官が審理運営の改善に取り組むのはもちろんですが、簡易裁判所における訴訟代理人や成年後見事件において、専門職等として事件に関わられる司法書士の皆様のご協力が重要であり、紛争の適正、迅速な解決等のため、引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。

昨年4月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、裁判所においてもその趣旨を踏まえ、裁判官を含む裁判所の職員が事務を行うに当たり、障害を理由とする不当な差別的取扱をすることなく、また、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合に合理的な配慮を行うことができるよう基本方針や対応要領の趣旨に沿った手続を実現する必要があるとされています。また、これとはやや観点を異にしますが、当事者や関係人に対する加害行為はあってはならないことであり、これを抑止するための適切な対応が求められます。もっとも、これらの合理的な配慮や安全確保策を講じる上では、当事者・関係人とより密接に対応されている皆様方の有する情報が有用であり、是非早めに、また幅広く情報提供いただき、手を携えて必要な対応を講じて参りたいと考えております。

最後になりますが、本年が皆様にとりまして素晴らしい1年となりますことを心よりお祈り申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。





新 年 の ご 挨 捭

日本司法支援センター（法テラス）

鹿児島地方事務所 所長 鳥 丸 真 人

明けましておめでとうございます。

鹿児島県司法書士会の皆様におかれましては、 穏やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平成28年は、 4月に日本司法支援センターの設立10周年、 10月に鹿児島地方事務所をはじめ全国各地の地方事務所の開設後満10年を迎える、 さらには総合法律支援法の改正法が5月に成立するなど、 節目の年でした。

上前田会長をはじめ会員の皆様には、 書類作成援助、 法律相談援助、 審査、 情報提供業務等にご協力いただき、 鹿児島地方事務所も無事に業務を遂行することができました。また、 児玉副所長には執行部の円滑な運営にご尽力いただいているところです。心より感謝申し上げます。

法テラスは、 独自に紛争を解決する機関ではなく、 情報提供業務を中心にして、 関係機関に繋いでいくことを本来の役割としています。司法改革の理念は明確ですが、 組織として特殊であり、 国家予算の制約もあり、 この10年を振り返って組織としてさまざまな問題が指摘されています。

総合法律支援法の改正は、 認知機能が十分でない高齢者・障がい者、 あるいはDV・ストーカー・児童虐待の被害者に対する援助を拡充しようとしていますが、 資力要件の壁が理念の前に立ちはだかります。救済の幅を広げるには、 利用を躊躇うことがないよう、 資力を問わないでとにかく法律相談を受けてもらい、 援助に繋ぐのが理想的です。しかし、 資力のある人には、 結果として費用を負担してもらうので、 どういうことかと言われかねません。これをどう調整するのでしょうか。

事業計画の中核に据えている司法ソーシャルワークの推進にしても、 活動のあり方に難しいものがあります。ある会議で、 法テラス職員が持ち込まれた福祉問題について関係機関に出向いて協議に参加し一緒に活動を行い、 スタッフ弁護士も助言し、 福祉問題と法律問題を解決したケースが紹介されました。いい結果が得られたので、 評価されていいでしょうが、 情報提供業務を本来業務とする法テラスがどこまで関与すべきか、 あるいは関与できるのか、 考えさせられます。考えながら思い出したのが、 ポール・ゴーギヤンの「我々はどこから来たのか、 我々は何者か、 我々はどこへ行くのか」という問い合わせでした。平成21年9月に東京国立近代美術館の企画展で見た縦139cm×横374cmの大きな作品の左上隅に書き込まれたものです。

法テラスがどのような方向を目指すのか、どこに向かおうとしているのか、よく見えません。しかし、すでに新たな10年が始まっています。関係機関の協力を得られないことには、法テラスの業務は成り立ちません。地域の住民に親しまれてきた司法書士の皆様には、これからもご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

年頭にあたり、鹿児島県司法書士会の皆様のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。





新年のご挨拶

鹿児島地方検察庁検事正 原 島 肇

新年あけましておめでとうございます。

鹿児島県司法書士会会員の皆様におかれましては、健やかに新年を迎えたこととお慶び申し上げます。

ところで、皆様は、鹿児島の治安についてどのように感じておられるでしょうか。

昨年、警察庁は、全国47都道府県ごとに住民の体感治安を探る全国調査を実施しました。その結果が最も良かったのは山形、最も悪かったのは大阪で、鹿児島はというと17番目に良い結果でした。まあまあというところででしょうか。

そこで、「体感」ではなくて、実際にはどうかということで、各都道府県の人口100人当たりの刑法犯認知件数（交通違反や交通事故を除く）を比較してみました。すると、鹿児島は、その少なさにおいて全国7位でした。鹿児島は、「体感」だけではなく、実際に治安が良いのです。ちなみに、最も良いのは秋田、最も悪いのは大阪でした。

鹿児島の治安が良い理由について考えてみると、まず、鹿児島は、教育熱心で、勉学だけではなく、人としての教育にも力を入れていることが挙げられると思います。私が、鹿児島に来て最初に感心したのは、道ですれ違う子供たちがよく挨拶をしてくれること、そして礼儀正しくて人なつっこいことでした。鹿児島では、小学校の校訓に「負けるな。嘘を付くな。弱い者をいじめるな。」が掲げられるなど、薩摩藩の時代から続いている卑怯を恥とする武士道精神に基づいた教育がなされています。すごいことだと思います。

次に、鹿児島の方は、鹿児島人であることに誇りを持ち、郷里に強い愛着を持っておられ、みんなで鹿児島を良くしようという気持ちが強いです。皆さんも、それぞれの立場で、鹿児島を良くしようとして活動されている点が挙げられると思います。それを象徴しているのが、KTS鹿児島テレビが放映しているドラマ「薩摩剣士隼人」ではないでしょうか。私は、この番組が好きで毎週見ていますが、鹿児島人の郷里を愛し、良くしようとする心がひしひしと伝わってきて、毎回「鹿児島はすごいな。」と感心しています。

この点、鹿児島県司法書士会では、司法過疎の解消と市民への法的サービスの拡充を目指して、法律相談センターの運営や過疎地巡回相談会を開催し、高校生のための消費者教育教室、小学生の法律教室等を実施されていると伺っています。このような鹿児島の皆様の地道な取組みが、鹿

児島の治安向上にもつながっているのだと思います。

治安の良さは鹿児島の大きな財産です。これからも守っていかなければなりません。

鹿児島地検としては、警察等関係機関と連携して、皆様のご協力をいただいて、鹿児島をより治安のよい街とするため、邁進努力していく所存でございますので、どうぞよろしくお願いします。

最後に、鹿児島県司法書士会のますますのご発展と会員の皆様のご健勝、ご活躍を心から祈念致しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





新 年 の ご 挨 捭

鹿児島県土地家屋調査士会

会長 桐原茂太

明けましておめでとうございます。

希望溢れる新しい年を迎えて、司法書士会の皆様方におかれましては益々ご清祥のことと深甚よりお慶び申し上げます。そして、旧年中はもとより常日頃から鹿児島県土地家屋調査士会にご支援、ご厚情かつご理解を賜りまして深謝申し上げます。本年も当会は、私法秩序を整える関係者の皆様と国民の皆様の負託に応えられるように、より良い鹿児島県土地家屋調査士会として活動していく所存ですのでどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

鹿児島県土地家屋調査士会の事も含めて少しご報告します。

旧年に於きまして、熊本震災を前後して鹿児島県、鹿屋市、鹿児島市、薩摩川内市と続けて災害協定締結を済ませました。全県では8団体となります。我々不動産表示登記の専門家集団である土地家屋調査士会と官公署発注の嘱託登記をさせていただいております公嘱協会とが、県民の皆様のために職業社会奉仕する機会として災害協定の推進を図ってきました結果として、より現実的で具体的な内容の協定が締結できまして、ある程度の備えができたと感じております。たとえば、離島、火山を抱える鹿児島県特有の災害における住家被害調査員の派遣や不動産表示登記の専門性と心にやさしい対話術を持った認定土地家屋調査士資格者による相談業務など、迅速かつ円滑に対処して県民の皆様の生活の安定に寄与することができると感じます。また、空き家等対策におきましても、薩摩川内市、伊佐市、出水市、南九州市、鹿児島県、鹿屋市の協議会の構成員として参画し協力していくことになりました。司法書士会、鹿児島地方法務局と共にその専門性をフルに發揮して市民の皆様の負託に応えていきたいと思います。

これらの社会福祉サポートは実現困難な諸問題を抱えています。それは、災害協定に基づく支援の後には復旧復興があり、空き家対策協議会の後にもその実行があり、そこで障害となる所有者不明土地や相続未登記問題が生じて遅々として進んでおりません。その他にも公共事業の都市開発、農地山林地の利活用等々の円滑な運用のためには、それらの問題の解決が優先されます。各省庁に於いてガイドライン等での対策が講じられておりますが、現制度では対処療法としてもなかなか解決困難な大問題だと感じます。各専門士業団体でも事業対策プライオリティーナンバーワンだと思いますが、それにも増して我々は、法務登記行政、実務経験の当事者なので法務

局と連携して解決に向け積極的に議論検討し、政府や国民に向けてアピールし続け、サポートし続けていく義務があると感じます。現在その表れとしまして、空き家対策に於きましても、未来につなぐ相続登記、法定相続情報証明制度に於きましても、土地家屋調査士会、司法書士会、鹿児島地方法務局とで連携して行動しております。これからも様々な法務登記行政関連事業にて連携してアクションを起こし、インパクトをもって訴え続けることが国民の権利の明確化に寄与できる可能性を感じます。継続拡大ていきましょう。なぜそれができるのかと言えば、歴史ある登記行政と共に携わってきた信頼の証があるからではないでしょうか。

皆様。素晴らしい年になりますように！





新年のご挨拶

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

鹿児島支部支部長 内田大介

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

近年、高齢化社会の進展とともに成年後見の需要が高まりを見せつつありますが、昨年は成年後見制度利用促進関連二法が成立したことで、マスコミやニュースで大きく取り上げられ話題となりました。認知症高齢者の数は現在500万人ともいわれる中、実際に成年後見制度を利用されている方は18万人程度と制度利用が進んでいない状況がありますが、本法の成立により、今後さらなる利用促進が図られるようになると思われます。制度の一端を担う我々司法書士も襟を正して、この節目の時期を迎えることを願っています。

さて、リーガルサポートは今年で設立18年目を迎え、高齢者・障害者の福祉・権利擁護の分野における役割がますます重くなっている一方、昨年9月に法人業務適正検討有識者会議の最終報告が出され、不祥事対策や組織体制の見直しを迫られております。今までに組織の将来像を描き直す時期が来ているものとして、指摘された反省点を真摯に受け止め、改革を進めることこそが国民の信頼、制度の信頼を保ち得る手段と考えます。会員の皆様と共に考え、意見を交わしてまいりたいと思います。

また、家庭裁判所や地域包括支援センターをはじめとする関連団体には、実際の案件や協議会等の場でいろいろと意見を交換させていただいておりますが、その努力の甲斐あって次第に連携がスムーズになってきているように思われ、本人の権利擁護のためにも大変心強いことこの場をお借りして感謝申し上げます。

家庭裁判所からの推薦依頼件数は増加の一途を辿っており、また、成年後見に係わる相談件数も増えておりますので、今後ますます会員の皆様のお力が必要となってまいります。どうぞよろしくご理解・ご協力ください。

そして、今年度予定している新たな取組みとしましては、未成年後見事件の受託における支援体制構築、研修会実施が挙げられ、その他各市町村において実施される市民後見人養成事業への参画（委員の派遣、研修実施など）が予想されます。

最後になりますが、会員の皆様のご多幸とますますのご活躍をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



新 年 の ご 挨 捭

一般社団法人鹿児島県公共嘱託登記司法書士協会

理事長 安田 雅朗

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、公嘱協会におきましては、公共事業が減少し予算も削減されてきていることにより、年々受託額が減少していますが、平成27年度の受託額はわずかながらも目標額を上回り、今年度も現在のところは例年並みの受託水準を保っており、なんとか運営を継続している状況にあります。九州では、福岡・熊本・宮崎・鹿児島の4県において公嘱協会がまだ存続していますが、一様に受託の増加は見込めない状況が続いているとの報告を受けています。

このような厳しい受託状況ではありますが、近年、自治体の職員では手の付けられないような複雑な事案の依頼が増えてきており、公嘱協会の必要性を改めて感じています。各自治体には公嘱協会の職能を活かせる案件が山積していると思われ、継続的に働きかけていくことで、当協会の維持、発展につなげることができるのでないかと考え、今年度も各自治体に対し、当協会の積極的な活用をお願いしているところです。

まず、鹿児島県においては、これまでの働きかけにより、用地調査員では処理困難な案件について発注していきたいというお話をいただき、相続調査や不在者財産管理人選任申立等の依頼を少しずつ受けるようになりました。また、県の外郭団体である道路公社からも協会活用のお話をいただいています。さらに受託業務を拡大すべく、県議会議員顧問の先生方のお力添えをいただき、簡易裁判所での訴訟手続案件については公嘱協会に積極的に発注いただくよう関係部署に対し要望いたしております。

また、鹿児島市においては、道路管理課から受託している相続調査について、業務の流れが定着しつつありますので、今後も担当者や公嘱土地家屋調査士協会との連携を密にし、問題点等は改めながら、他の課についても活用いただけるようお願いしてまいります。また、市議会議員顧問の先生方には当協会の状況をご理解いただき、ご尽力いただいております。今後も、当協会を広く活用いただくためにご協力いただくようお願いしてまいります。

その他各市町村に対しては、定期的に相談会等の案内を行い、当協会の周知を図っています。今後も継続的に働きかけ、困難事案の掘り起こしに努めたいと考えます。

会員の皆様におかれましては、自治体から公嘱案件について相談が寄せられるようなことがあ

りましたら、ぜひ当協会の活用について案内いただくようお願い申し上げます。社員の皆様におかれましては、相続調査等面倒な案件を受任する機会が増え、煩わしく感じられることもあるかと存じます。公囑業務については、公共の利益のための寄与であるということをご理解いただき、ご協力のほどお願いいたします。また、総会の開催に合わせて業務研修会を開催しております。多くの社員の皆様と意見交換を行い、より良い協会運営に努めたいと考えますので、積極的な関与を重ねてお願いいたします。

最後になりましたが、会員の皆様の今後ますますのご繁栄とご多幸を心より祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





新 年 の ご 挨 捭

鹿児島県司法書士政治連盟

会 長 新 山 隆 志

会員の皆様、本誌を取られた皆様明けましておめでとうございます。

皆様にとって健やかな新春を迎えた事とお慶び申し上げます。

さて、司法書士制度及び司法書士を取り巻く環境は、年毎に変化してきております。会員の皆様は、その変化に対応すべく日々研鑽を積まれ国民の負託に応えられるよう努力されていることと思います。

本年度においては、法務省より「法定相続情報証明制度（仮称）」が発表され、連合会においては、反対意見を述べたみたいであります、おそらく本年、結論が出ることと思われます。

私たちの司法書士制度は幾多の法改正を経験し、真に国民の為の制度になるように法改正がなされたものと考えられます。しかしながら、どのように新たな改正がなされようとも、国民の望んでいる期待に応えることができなければ法改正も意味のないものとなってしまいます。そして、司法書士に幅広い権限が与えられたとしても、受け手である個々の司法書士がどのような選択をするかにより、結果が違うものになります。

司法書士制度が未来に向けて発展する為には、日々の仕事において国民の信頼を積み重ねていくことが大切であり、その、積み重ねられた歴史の中に現在の制度が構築されているものと思われます。

さあ、新しい一年が始まりますが、次の世代の方たちに素晴らしい制度を引き継げられるよう頑張りましょう。



新年のご挨拶

鹿児島県青年司法書士会

会長 田中喜久

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに新年を迎えたこととお慶び申し上げます。

また、平素より鹿児島県青年司法書士会の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨年を振り返りますと、リオデジャネイロオリンピックでの日本選手団の活躍や、東京工業大学の大隅良典栄誉教授がノーベル生理学・医学賞を受賞されるなど明るいニュースがある一方で、熊本地震や鳥取地震、度重なる台風の上陸など、自然災害の多い一年でもあり、被災された地域の皆様には大変な一年であったかと思います。被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興と皆様に笑顔が戻ることを心より願っております。

熊本地震に関しましては、当会において「災害時の相談対応～熊本の復旧に向けて～」をテーマに研修を行い、また、全国青年司法書士協議会が開催した熊本地震一斉相談会に、当会より5名の相談員を派遣いたしました。被災地においては、いまだ復興の途上であり、当会としてもできる限りの支援を続けていきたいと考えておりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、当会では昨年も様々な活動を行いましたので、本誌面をお借りして当会の活動を紹介させていただきます。

まず、対外的な活動として、例年に引き続き、児童養護施設における法律教室や更生保護施設における法律教室・法律相談会を実施いたしました。同事業においては、法律知識を教えることの難しさを感じる反面、子どもたちや受講者から勉強になったとの声を聞くことができ、やりがいを実感することができました。使用するテキストの改定も随時行っており、より良い法律教室が開催できるよう工夫を重ねていきたいと考えております。また、全国一斉養育費相談会や労働トラブル110番などの相談事業や、NPO法人が実施している路上生活者への炊き出しへの参加及び来られた方々への相談会（青空相談会）を実施しました。特に、全国一斉養育費相談会においては、昨今子どもの貧困が叫ばれている中で、我々にとっても司法書士としてどのような支援・アドバイスができるのか考えさせられる良い機会になったものと思います。

会員を対象とした活動としては、会社法務や民法（相続関係）改正に関する研修会を実施した

り、初夏レクリエーションや新合格者の歓迎会を兼ねた忘年会を開催するなどして、会員相互の親睦を深めています。

今後も、生活保護110番など様々な事業を行って参りますが、本年4月1日、2日には、九州ブロック青年司法書士連絡協議会の業務研修会が鹿児島において開催されることとなっており、現在、実行委員会を中心に準備を進めているところです。当会の会員数は128名（正会員77名、賛助会員51名）にのぼりますが、今後の事業執行及び業務研修会の成功のため、会員の皆様には重ねてご協力を賜りますようお願い申し上げる次第です。

最後になりましたが、会員の皆様のご多幸と益々のご活躍を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

